(傍線の部分は改正部分)

(車間距離の保持) (三) (高齢運転者等標章自動車の停車又は上の内側の関連をその停車又は上のよりでを受けた高齢運転者等標章をその停車又は上のよりであることができる。 であつて、当該高齢運転者等標章自動車が応免許により停車又は上のものによりであるとことができる。 (以下「高齢運転者等標章をその停車又は上の場所の関連をで定めるところによりであつて、当該高齢運転者等標章をその停車又は上の場所の関連をを使いよりであるときは、これらの規定にからである。 (以下「高齢運転者等標章をその停車又は上をときれているときは、これらの規定にからできる。 (以下に高齢運転者等標章をその停車又は上をときれているときは、これらの規定にからできる。 (以下に高齢運転者等標章をその停車又は上をであることができる。 (以下に高齢運転者等標章をその停車又は上をときれているときは、これらの規定にからできる。 (以下に高齢運転者等標章をその停車又は上をときれているときは、これらの規定にからできる。 (以下に高齢運転者等標章をとのの規定により停車又は上をときれているときは、これから保・以下に高齢運転者等標章をといの規定により停車又は上をときれているときは、これから保・にものによりを開車を対応免許によりであるところによりであるところによりであるときは、これから保・には、第一によりであるととができる。 (以下に高齢運転者等標章をといの規定によりであるととができる。 (以下に高齢運転者等標章をといの規定によりであるととができる。 (以下に高齢運転者等標章をといのはが、第一によりをしたものによりのを関すをといるととされているときは、これから保・にはに、第一によりをしたものによりのでは、第一によりをは、これが自動車をは、にはは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、はは、は	改正案
(現行

て特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの運転する普通自動車が停車又は駐車をすることができる場所につい

- す高齢運転者等標章を交付するものとする。 項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示2 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前2
- 。 する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄5 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡3 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡3 おり
- は、内閣府令で定める。
 「前三項に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停は第四十六条(前条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分第四十六条(前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条又

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。 路の区間として指定することができる。この場合において、公安委員一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

とができる。
ているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車するこいて、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされ駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部につ第四十六条 車両は、第四十四条又は前条第一項の規定による停車及び

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高 2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高 2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高 2 2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高 2

、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。 といればのでは、当該中では、当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道をででであるところにより、第四十九条第一項のパーキング・メース 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

よる。

八条までの規定にかかわらず、次項から第四項までに定めるところに以条までの規定にかかわらず、次項から第四項までに定めるところにはトロリーバスの駐車を除く。)については、第四十四条から第四十いて運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場にお第四十九条の二 時間制限駐車区間における車両の駐車(乗合自動車又

車してはならない。、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時からのパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項

3 (略)

3

(略)

- 車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。 当該等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。) 、当該ーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識ーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車し直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキングで定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは
- を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車に駐車を開始することができる時刻を指定に駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定は駐車を開始することができる場所及び駐車の方法並びがいる。警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間にお

十九条の三第一項第三号、同条第二項)第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項については第百項、第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、(罰則)第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。 第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢

三第一項第一号、同条第二項)(罰則(第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限

) (罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項

(時間制限駐車区間における停車の特例)

続き駐車してはならない。おいて、車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き及びその運転者については、前三項の規定は適用しない。この場合に

については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項一号、同条第二項、第三項については第百十九条の二第一項第一号(罰則)第二項及び第五項後段については第百十九条の三第一項第

(時間制限駐車区間における停車の特例)

定にかかわらず、停車することができる。駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限第四十九条の六(車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

第四十九条の七 (略)

- までの規定は適用しない。
 置されていないものについては、第四十九条の三から第四十九条の五うち、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分の

(違法駐車に対する措置)

れる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条の三第四項の規定に違反している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、日本・の一、第四十九条の三第四項の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条の五後段の規定として駐車していると認められるとき、又は第四十九条の三第二項のに違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条の三第二項のに違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条の三第二項のに違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条の三第二項の規定を表別では第三項、第四十七条第二項若しくは第三項、第第五十一条。車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例

第四十九条の四 (略)

2

- る。 る。 でのようでは、当該パーキング・メータースはパーキング・メーター又はパーキット発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケーのについては、当該パーキング・チケット発給設備が設置されていキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されていうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパー時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分の

(違法駐車に対する措置)

は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責いの四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)と開来の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)の規定に違反していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給では第五項後段の規定に違反して駐車していると常二項、第三項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二年、第五十一条(車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第

すべきことを命ずることができる。 車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者

2~22 (略)

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

ー〜六 (略) 一〜六 (本) 一〜六 (を) 一

定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規の三第三項、第四十九条の四若しくは第三項、第四十八条、第四十九条二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条三項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十五条第一項若しくは第当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第一章を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(

2~11 (略)

(罰則 (略))

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 (略)

二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確

できる。間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることがれている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止さ任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

2~11 (略)

(罰則

(略))

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九(略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 (略)

保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

(略)

五|三| 剪|四| するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの 前各号に掲げるもののほか、 地域における交通の安全と円滑に資

3 6 (略)

第百十九条 五万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

〜 一 の 三 (略)

の 四 為 (高速自動車国道等におけるものに限る。) をした者 第二十六条 (車間距離の保持)の規定の違反となるような行

2 (略)

了 十五

(略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為 (第一号及び第二 為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。 号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転する 合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行 ことができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場 車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制 車の方法の特例)、 を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐 第四十四条 (停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条 (駐車 第四十九条の三 (時間制限駐車区間における駐

<u>·</u> (略)

限駐車区間における駐車の禁止)の規定の違反となるような行為

2 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者 (第一号から第四号 までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。 は、十万円以下の罰金に処する。

> 四二 (略)

するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの 前三号に掲げるもののほか、 地域における交通の安全と円滑に資

3 6 (略)

第百十九条 五万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は

---の三 (略)

一~十五 (略)

2 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為 (第一号及び第二 為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。 合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行 ことができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場 号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転する 車の方法の特例) 又は第四十九条の二 (時間制限駐車区間における 駐車の方法等) を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐 第四十四条 (停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条 (駐車 第三項の規定の違反となるような行為

_ = (略)

2

(略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者 (第一号から第四号 までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。 は、十万円以下の罰金に処する。

等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)又は第四十九条の五車の方法等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢運転者 ような行為をした者 (第四十九条の三第二項の規定の違反となるよ 車の方法の特例) を禁止する場所) 時間制限駐車区間における駐車の特例) 後段の規定の違反となる 第四十四条 (停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条 (駐 第一項若しくは第二項、第四十八条 (停車又は駐 第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐

間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の三第二第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時 時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング した者 (車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車 うな行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。) チケットの発給を受けた者を除く。)

項の規定に違反した者 第四十九条の三 (時間制限駐車区間における駐車の方法等) 第四

(略)

2

(略)

第百二十条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 五万円以下の罰金に

の車両等との関係等)、第四十条 (緊急自動車の優先)、第四十一 る他の車両等との関係等) 第一項、第三十七条 (交差点における他 二項において準用する場合を含む。 三十四条(左折又は右折)第六項(第三十五条(指定通行区分)第(乗合自動車の発進の保護)、第三十二条(割込み等の禁止)、第 二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二 間距離の保持)、第二十六条の二 (進路の変更の禁止)第二項、第 第二十五条 (道路外に出る場合の方法)第三項、第二十六条 (車)、第三十六条(交差点におけ

> 車の方法の特例)又は第四十九条の二(時間制限駐車区間におけるを禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐 為をした者にあつては、 なるような行為をした者 (同条第二項の規定の違反となるような行 駐車の方法等)第二項、 第四十四条 (停車及び駐車を禁止する場所) 、第四十五条 (駐 次号に該当する者を除く。 第三項若しくは第五項後段の規定の違反と

二(第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時 間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の二第 時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング した者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する 二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車 チケットの発給を受けた者を除く。)

項の規定に違反した者 第四十九条の二 (時間制限駐車区間における駐車の方法等) 第四

罗八 (略)

2 (略)

第百二十条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 五万円以下の罰金に

の車両等との関係等)、第四十条 (緊急自動車の優先)、第四十一 る他の車両等との関係等)第一項、 二項において準用する場合を含む。 三十四条(左折又は右折)第六項(第三十五条(指定通行区分)第 間距離の保持) 、第二十六条の二 (進路の変更の禁止) 第二項、 二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二 (乗合自動車の発進の保護)、第三十二条 (割込み等の禁止)、第 第二十五条 (道路外に出る場合の方法)第三項、第二十六条 (車 第三十七条 (交差点における他)、第三十六条 (交差点におけ

定の違反となるような行為をした者(第二十六条の規定の違反とな条の六(本線車道に入る場合等における他の自動車との関係)の規 該当する者を除く。 るような行為をした者にあつては、 条の二 (消防用車両の優先等)第一項若しくは第二項又は第七十五 第百十九条第一項第一号の四に

三~十五 一 (略)

2

(略) 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、 又は貸与した者

第百二十一条 又は科料に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

当する者を除く。 しくは第七項又は第百七条の十 (国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第三項、第百七条の五 (自動車等の運転禁止等)第五項若 いて準用する場合を含む。)、第百七条(免許証の返納等)第一項停止)第三項(第百七条の五(自動車等の運転禁止等)第十項にお の記載事項の変更届出等) 第一項、第百三条の二 (免許の効力の仮 含む。)、第七十八条(許可の手続)第四項、 条の二(自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を 七項、第七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第十一項 (第七十五 十一条の四 (放置違反金) 第二項、第六十三条 (車両の検査等) 第 第四項、第五十一条の二(違法駐車に対する措置)第十項、 若しくは第二項の規定に違反した者 (第百十七条の五第二号に該 第四十五条の二 (高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例 (略) 第九十四条(免許証

2 (略) (略)

附 則

第一条~第二十一条 (略)

> 条の六 (本線車道に入る場合等における他の自動車との関係) の規 定の違反となるような行為をした者 条の二 (消防用車両の優先等) 第一項若しくは第二項又は第七十五

三~十五 (略)

2 8

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金 又は科料に処する。

(略)

四 (放置違反金) 第二項、第六十三条 (車両の検査等) 第七項、 第二項の規定に違反した者 (第百十七条の五第二号に該当する者を 三項 (第百七条の五 (自動車等の運転禁止等) 第十項において準用 項の変更届出等) 第一項、第百三条の二 (免許の効力の仮停止) 第 自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む。) 七項又は第百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは 第三項、第百七条の五 (自動車等の運転禁止等) 第五項若しくは第 する場合を含む。)、第百七条(免許証の返納等)第一項若しくは 七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第十一項 (第七十五条の二 (第七十八条 (許可の手続)第四項、第九十四条 (免許証の記載事 第五十一条の二 (違法駐車に対する措置)第十項、第五十一条の 第

九の二~十 略)

2 (略)

附 則

第一条~第二十一条 (略)

(高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置)

のは、「七十歳以上」とする。 この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とある第二十二条 第七十一条の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。

別表第一 (第五十一条の四関係)

. =	7. 見多一(第五一一条の世界候)		
	放置車両の態様の区分	放置車両の	放置違反金
		種類	の限度額
	第四十四条、第四十五条第一項若しく	(略)	(略)
	は第二項、第四十七条第二項若しくは		
	第三項、第四十八条、第四十九条の三		
	第三項、第四十九条の四又は第七十五		
	条の八第一項の規定に違反して駐車し		
	ているもの		
	第四十九条の三第二項若しくは第四十	(略)	(略)
	九条の五後段の規定に違反して駐車し		
	ているもの又は第四十九条第一項のパ		
	ーキング・チケット発給設備を設置す		
	る時間制限駐車区間において駐車して		
	いる場合において当該車両に当該パー		
	キング・チケット発給設備により発給		
	を受けたパーキング・チケットが掲示		
	されておらず、かつ、第四十九条の三		
	第四項の規定に違反しているもの		

| 別表第一 (第五十一条の四関係)

備考 (略)

備考

(略)

			т	
	第七十四条	規定替える	字句は、それぞれ見 所力条 自動車運転 が第五号、第百十八条第 一項(第五号 大九条の三第一項(第五号 一項において同じ。 四項において同じ。 四項において同じ。 四項において同じ。	
第二種貨物利用運送事業者(貨物配元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同び。)及び貨物利用運送事業法(平別の規定による貨物軽	運送法の規定による自自動車の使用者(道路	読み替えられる字句	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	改正
	自動車運転代行業の営業所自動車運転代行業者は、その	読み替える字句	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 学句は、それぞれ同表の上欄に掲げる字句とする。 四項において同じ。)及び自動車には代行運転自動車が含まれるものに規定する車両(同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第二号、第百十八条第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定四条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第四号及四条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第四号及四条の三(第五項を除く。)、第七十八条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用につ(道路交通法の規定の読替え適用等)	案
	の第っ	41 詰	まった。 第一章とからまった。	
	の三第一項の三第一項	規定を替える	字句は、それぞれ同学の表示のは、のは、同法第二十八条第一項及び第二号、第百十八条第一項及び第二号、第百十八条第一項に規定する車両(同五条第一項とするほか、次のまとするほか、一項においては、同法第二十年 (道路交通法の規定をするほか、次の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	
送事業を経営する者を 資物を運送する事業を 経営する者を除く。以 経営する者を除く。以 経営する者を除く。以 経営する者を除く。以 経営する者を除く。以 経営する者を除く。以 の規定によ	運送法の規定による自自動車の使用者(道路	読み替えられる字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 で、第百十七条の二の二第一項第四号並びに第百十九条第一項第四号が高い場所では、第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の「原、第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の項が第二項、第七十四条の三第一項第四号並代行業者についての道路交通法の規定通法の規定の読替え適用等)	現
	自動車運転代行業の営業所自動車運転代行業者は、その	読み替える字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	行

-																											—
—————————————————————————————————————	の二第一項	第百十九条	(略)																号	第一項第七	第七十五条	(略)					
する行為項第七号の規定に違反	使用者の義務等)第一	第七十五条 (自動車の	(略)	限る。)	る場合におけるものに	に違反して駐車してい	自動車がこれらの規定	となる場合のもの又は	違反して駐車すること	条の八第一項の規定に	の四若しくは第七十五	三第三項、第四十九条	十八条、第四十九条の	若しくは第三項、第四	項、第四十七条第二項	条第一項若しくは第二	第四十四条、第四十五	該行為により自動車が	い状態にする行為 (当	運転することができな	自動車を離れて直ちに	(略)	動車の使用の本拠	で定める台数以上の自	同じ。) は、内閣府令	。以下この条において	業を経営する者を除く
れる場合及び同条第二項の規規定により読み替えて適用さ転代行業法第十九条第一項の	の義務等)第一項第七号(運	第七十五条 (自動車の使用者	(略)											うな行為	第一項の規定の違反となるよ	の五後段又は第七十五条の八	第四十九条の四、第四十九条	の三第二項から第四項まで、	条、第四十八条、第四十九条	項若しくは第二項、第四十七	第四十四条、第四十五条第一	(略)					
																											<u> </u>
第三号	の二第一項	第百十九条	(略)																号	第一項第七	第七十五条	(略)					
する行為項第七号の規定に違反	使用者の義務等)第	第七十五条 (自動車の	(略)		のに限る。)	ている場合におけるも	規定に違反して駐車し	又は自動車がこれらの	こととなる場合のもの	定に違反して駐車する	十五条の八第一項の規	二第三項若しくは第七	十八条、第四十九条の	若しくは第三項、第四	頃、第四十七条第二項	条第一項若しくは第二	第四十四条、第四十五	該行為により自動車が	い状態にする行為 (当	運転することができな	自動車を離れて直ちに	(略)		の自動車の使用の本拠	府令で定める台数以上	いて同じ。) は、内閣	除く。以下この条にお
れる場合及び同条第二項の規規定により読み替えて適用さ 転代行業法第十九条第一項の	の義務等)第一項第七号(運	第七十五条 (自動車の使用者	(略)												となるような行為	五条の八第一項の規定の違反		の二第二項から第四項まで若	条、第四十八条、第四十九条	項若しくは第二項、第四十七	第四十四条、第四十五条第	(略)					

2		ı																
2~4 (略	(略)																	
[₽])	(略)																	
	(略)	限る。)	ものに限る。) に係るものに	て駐車している場合における	車両がこれらの規定に違反し	ることとなる場合のもの又は	一項の規定に違反して駐車す	四若しくは第七十五条の八第	条の三第三項、第四十九条の	三項、第四十八条、第四十九	第四十七条第二項若しくは第	五条第一項若しくは第二項、	り車両が第四十四条、第四十	態にする行為 (当該行為によ	に運転することができない状	する行為 (車両を離れて直ち	場合を含む。) の規定に違反	定によりみなして適用される
2~4 (略	(略)																	
)	(略)																	
	(略)		係るものに限る。)	合におけるものに限る。)に	定に違反して駐車している場	のもの又は車両がこれらの規	して駐車することとなる場合	五条の八第一項の規定に違反	条の二第三項若しくは第七十	三項、第四十八条、第四十九	第四十七条第二項若しくは第	五条第一項若しくは第二項、	り車両が第四十四条、第四十	態にする行為(当該行為によ	に運転することができない状	する行為 (車両を離れて直ち	場合を含む。)の規定に違反	定によりみなして適用される